

京都市中央卸売市場第二市場及び京都市と畜場光熱水費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第二市場及び京都市と畜場において使用する電気、ガス及び水道の使用料（下水道使用料を含む。以下「光熱水費」という。）の指定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(納入義務者)

第2条 京都市と畜場条例第5条の許可を受けてと畜場を使用する者は、同条例第6条第3項の規定に基づき、光熱水費を納入しなければならない。

2 京都市中央卸売市場業務条例第64条第1項の指定又は同条第2項若しくは同条第3項の許可を受けて市場施設を使用する者（以下、前項の者も含め「使用者」という。）は、光熱水費を納入しなければならない。

(算定基準)

第3条 使用者から徴収する光熱水費は、使用者が実際に使用した量及び京都市が電気、ガス及び水道の供給者（以下「供給者」という。）と契約する単価を基に、京都市が算定した料金相当額とする。

(算定基準の調整)

第4条 前条の規定にかかわらず、使用者が実際に使用した量を明確に測定することができない場合には、メーター等により測定した使用量を基に、使用者からの依頼によって、使用実態等に即した割合において調整した光熱水費から算定する。

第5条 前条により光熱水費を調整する場合について、京都市は、使用者に対してその調整割合を提示するものとする。

第6条 前条の規定により提示した調整割合の有効期間は、当該会計年度に限る。ただし、翌年度以後における使用者からの第4条の規定による申請を妨げないものとする。

(請求及び納入時期)

第7条 京都市は、供給者から請求のあった月の末日までに、第3条から前条までの規定により算定した光熱水費を使用者に請求する。

2 使用者は、前項の請求があったとき、その翌月末日までに光熱水費を納入しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。